

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
4月7日
(火曜日)

目 次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………一
- 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定の解除（環境政策課）……………三
- 公告
スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者の指定（スポーツ推進課）……………三
- 土地改良区役員の届出（農村整備課）……………三
- 種畜証明書の交付（畜産振興課）……………五
- 下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、下関都市計画市街
化区域と市街化調整区域との区分の変更の案並びに下関都市計画都市計画区域の整
備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）……………五
- 山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開
催（都市計画課）……………六
- 防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに防府都市計画
市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）……………六
- 宇部都市計画及び山口都市計画下水道の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）……………七
- 教委告示
技能教育のための施設の指定……………八
- 公安委告示
警備員等の検定の実施……………八

山口県告示第百二十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定に基
づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前
評価に関する事項を記載した書面は、令和二年四月七日から同月二十七日までの間、山
口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供す
る。

令和二年四月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 明和化成株式会社
住 所 宇部市大字小串一九八八番地の二〇
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 明和化成株式会社
所在地 宇部市大字小串一九八八番地の二〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使用の方法
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	
三三〇ーイ	(二・五 m ² /日)	令和二、 六、一	令和三、 二、二八	使用時間 間隔 一日当た りの使用 時間 季節的変 動の概要
三三〇ーリ	(一、三〇〇 N ^m /日)	〃	〃	連続 二四時間 変動なし

備考 「三三〇ーイ」及び「三三〇ーリ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	処理後	処理前	通 常 最 大	通 常 最 大
中 和 槽	処理後	七	〇・一五	〇・〇五
	処理前	〇・一五	〇・〇五	〇・〇五
活性炭吸着処理施設	処理後	〃	〃	〃
	処理前	〃	〃	〃
種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	処理後	処理前	通 常 最 大	通 常 最 大
中 和 槽	処理後	七	〇・一五	〇・〇五
	処理前	〇・一五	〇・〇五	〇・〇五
活性炭吸着処理施設	処理後	〃	〃	〃
	処理前	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処 理 の 方 式	間 使 用 時 間 隔 間	の 一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
中 和 槽	強化プラスチック	五〇	中和	連続	四時間	変動なし	令和二、六、一	令和三、二、二八	令和三、四、一

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	通 常 最 大	通 常 最 大
三三ーリ	〇・一五	〇・〇五
三三ーイ	七	六〇、〇〇〇七〇、〇〇〇
三三ーリ	〇・一五	〇・〇五
三三ーイ	七	六〇、〇〇〇七〇、〇〇〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排出水の汚染状態の値及び排水水量

No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	通常最大	二〇	四〇	一五
八	通常最大	二〇	四〇	四〇
二	通常最大	二	一〇	二〇
一〇	通常最大	二	二	四
七六	通常最大	七六	九六	九六

山口県告示第百二十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示（平成二十六年山口県告示第三百六十九号）により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

令和二年四月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
岩国市日の出町二三〇四の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去



(七九) スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者の指定

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例（平成十七年山口県条例第四十九号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和二年四月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

指定管理者に管理を行わせるスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置

名	称	位	置
山口県	スポーツ交流村	光	市

- 一 指定管理者に管理を行わせるスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置
公益財団法人山口県ひとづくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定管理者が行う管理に関する業務の内容
- 四 指定の期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間
- 五 施設及び設備の維持管理に関すること。

(八〇) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和二年四月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 就任した役員

田布施土地改良区	土地改良区の名称	理事の別	氏名	住	所
〃	〃	〃	小野 秋生	熊毛郡田布施町大字大波野九九〇	〃
〃	〃	〃	上殿紀代子	〃	三九七の
〃	〃	〃	山本 健司	〃	一二七四
〃	〃	〃	岡入 眞澄	〃	一〇二二
〃	〃	〃	長信 正治	〃	大字川西五〇八
〃	〃	〃	石原 義一	〃	大字上田布施二四六
〃	〃	〃	末廣 悟	〃	大字大波野二三八三
〃	〃	〃	河村 良平	〃	〃 二一八一
〃	〃	〃	木本 睦博	〃	大字波野一四六〇
〃	〃	〃	松根 宏次	〃	〃 九五〇
〃	〃	〃	山本 勲	〃	大字宿井一九一の二
〃	〃	〃	國永 博敏	〃	〃 一七二八
〃	〃	〃	藤永 真一	〃	〃 六二二
〃	〃	〃	福本 晴美	〃	大字川西一四九の
〃	〃	〃	野坂 功	〃	大字宿井二三五八
〃	〃	〃	久保 啓二	〃	大字川西一六八七
〃	〃	〃	山城 啓一	〃	〃 一一六の一
〃	〃	〃	谷 光央	〃	大字下田布施一五〇
〃	〃	〃	落合 祥二	〃	大字上田布施一三一
〃	〃	〃	重森 陽	〃	大字麻郷一八八二
〃	〃	〃	玉木 成美	〃	大字宿井一二一一
〃	〃	〃	南 一成	〃	大字下田布施二八五
〃	〃	〃	清神 清	〃	〃 二二二
〃	〃	〃	福本 卓雄	〃	〃 一九三
〃	〃	〃	中村 俊彦	〃	〃 八三の

田布施土地改良区	土地改良区の名称	理事の別	氏名	住	所
〃	〃	〃	井原 和馬	〃	大字麻郷七九七
〃	〃	〃	木下 嗣生	〃	大字別府二四六
〃	〃	〃	内山 輝男	〃	大字下田布施二三九
〃	〃	〃	山田 真	〃	大字上田布施二四二
〃	〃	〃	岡本 幾秀	〃	大字麻郷奥二四〇
〃	〃	〃	小野 秋生	熊毛郡田布施町大字大波野九九〇	〃
〃	〃	〃	山本 健司	〃	〃 一二七四
〃	〃	〃	岡入 眞澄	〃	〃 一〇二二
〃	〃	〃	長信 正治	〃	大字川西五〇八
〃	〃	〃	石原 義一	〃	大字上田布施二四六
〃	〃	〃	末廣 悟	〃	大字大波野二三八三
〃	〃	〃	河村 良平	〃	〃 二一八一
〃	〃	〃	河村 幸男	〃	光市光井四丁目三二番一五号
〃	〃	〃	木本 睦博	〃	熊毛郡田布施町大字波野一四六〇
〃	〃	〃	山本 勲	〃	大字宿井一九一の二
〃	〃	〃	林 勝	〃	〃 一四四二
〃	〃	〃	藤永 真一	〃	〃 六二二
〃	〃	〃	東 浩二	〃	〃 一〇五〇
〃	〃	〃	野坂 功	〃	〃 二三五八
〃	〃	〃	久保 啓二	〃	大字川西一六八七
〃	〃	〃	小路 敏彦	〃	大字下田布施一八三
〃	〃	〃	谷 光央	〃	〃 一五〇
〃	〃	〃	落合 祥二	〃	大字上田布施一三一
〃	〃	〃	重森 陽	〃	大字麻郷一八八二
〃	〃	〃	新田 義雄	〃	〃 二四七〇

二 退任した役員

縦覧に供します。

(八三) 山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和二年四月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和二年五月十五日（金曜日）午後二時

二 開催の場所

山口市亀山町二番一号

山口市役所

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年五月八日（金曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和二年五月八日までの消印のあるものに限りま

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三一九三三―三七三三）にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

防府市駅南町一三番四〇号

防府市文化福祉会館

山口市神田町六番一〇号

防府土木建築事務所山口支所

山口市亀山町二番一号

山口市都市整備部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(八四)

防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに防府都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに防府都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和二年四月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和二年五月十三日（水曜日）午後七時

二 開催の場所

防府市緑町一丁目九番二号

防府市文化福祉会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 次のとおりとする。

(二) 変更する防府都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分 次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年五月七日（木曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出

書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和二年五月七日までの消印のあるものに限り、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

防府市駅南町一三番四〇号

防府土木建築事務所

防府市寿町七番一号

防府市土木建設部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(八五) 宇部都市計画及び山口市計画下水道の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、宇部都市計画及び山口市計画下水道の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和二年四月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和二年五月十五日(金曜日)午後二時

二 開催の場所

山口市亀山町二番一号

山口市役所

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する宇部都市計画及び山口市計画下水道宇部市、山口市公共下水道次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年五月八日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和二年五月八日までの消印のあるものに限り、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

防府市駅南町一三番四〇号

防府土木建築事務所

山口市亀山町二番一号

山口市都市整備部都市計画課

山口市阿知須五〇九の九

宇部・阿知須公共下水道組合

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

一 開催の日時

令和二年五月二十六日(火曜日)午後七時

二 開催の場所

宇部市朝日町八番一号

宇部市文化会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する宇部都市計画及び山口都市計画下水道宇部市、山口市公共下水道次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年五月十九日(火曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇二)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和二年五月十九日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるとする者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができるとする者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

宇部土木建築事務所

宇部市常磐町一丁目七番一号

宇部市都市整備部都市計画・住宅課

山口市阿知須五〇九の九

宇部・阿知須公共下水道組合

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

山口県教育委員会告示第一号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十五条第一項の規定により、技能教育のための施設を次のとおり指定した。

令和二年四月七日

山口県教育委員会

一 技能教育のための施設の名称及び所在地

山口ビジネス総合学院山口校 下関市竹崎町二丁目一七―八

二 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
連携措置に係る科目
高等学校の科目

ビジネス基礎

ビジネス基礎

文書デザイン

情報処理

ビジネススマナー

ビジネス実務

三 指定年月日

令和二年三月二十三日



山口県公安委員会告示第十六号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和二年四月七日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

貴重品運搬警備業務 一級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和二年七月九日(木曜日)の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和二年七月十八日(土曜日)
場所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

三 受検資格
詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 貴重品運搬警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間
令和二年四月二十日(月曜日)から同月二十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書
(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、貴重品運搬警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

貴重品運搬警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和二年七月九日(木曜日)の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和二年七月二十五日(土曜日)
場所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和二年四月二十日(月曜日)から同月二十四日(金曜日)までの午前八時三十分

から午後五時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇）にすること。